

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 6日

秋田県知事 佐竹 敬久 殿

提出者

住 所 秋田県由利本荘市矢島町七日町
字曲り淵158番地1

氏 名 山科建設株式会社

代表取締役 山 科 優

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0184-55-2211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	山科建設株式会社
事業場の所在地	秋田県由利本荘市矢島町七日町字曲り淵158番地1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業 - 総合工事業 - 一般土木建築工事業
② 事業の規模	372,268万円
③ 従業員数	101人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類: 処理委託 → 破碎 → 再生骨材 木くず: 処理委託 → 破碎 → 木材チップ又は焼却 廃プラ類: 処理委託 → 破碎又は焼却 → プラスチック原料又は埋立 金属くず: 処理委託又は売却 → 鋼製品原料 紙くず: 処理委託 → 破碎 → 製紙原料又は燃料 ガラス・陶磁器くず: 処理委託 → 破碎 → 路盤材又は埋立 繊維くず: 処理委託 → 焼却 → 堆肥原料 汚泥: 処理委託 → 埋立 混廃: 処理委託 → 埋立 その他: 処理委託 → 埋立

(日本工業規格 A列4番)-6

C-74-

第

号

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

① 責任者及び管理組織図

(別紙の通り)

② 管理体制の強化

各工事現場、各部と協力し、産業廃棄物処理に対応するための定期的会議を開催する。(月に一度、各工事現場担当者及び各部責任者による署長会議)

③ 教育・研修

発生する産業廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修等を行う。

④ 情報の公開

産業廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、産業廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	—
	排 出 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・毎月1回の現場パトロールでの産業廃棄物抑制の指導及び、分別方法・資材整理の教育の徹底。 ・資源の再利用による省資源化の対策と計画立案の適正化を図ることによる資源の過剰使用の抑制。 ・産業廃棄物処理の記録の整備・管理の徹底。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排 出 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 昨年と同様に各現場パトロール時の職員の教育と産業廃棄物の処理及び分別方法のマニュアルの策定。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類、汚泥、木くず、紙くず、繊維くず
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別種類については前年同様。 現場職員に対する分別処理への継続指導の徹底。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	弊社は、中間処理施設を保有していない為、特に実施していません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	コンクリートがらの砕石としての再利用の検討。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
弊社は、中間処理施設を保有していない為、特に実施していません。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
実施する予定はありません。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	特に実施していません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	実施する予定はありません。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	—
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	弊社では、中間処理施設を所有していないため、産業廃棄物の処理は業者への委託を原則としている。 そのため、処理業者との委託契約を締結し、処理内容の確認を行っている。また、資源の再利用や最終処分量の削減に関する教育・指導の徹底を図っている。		

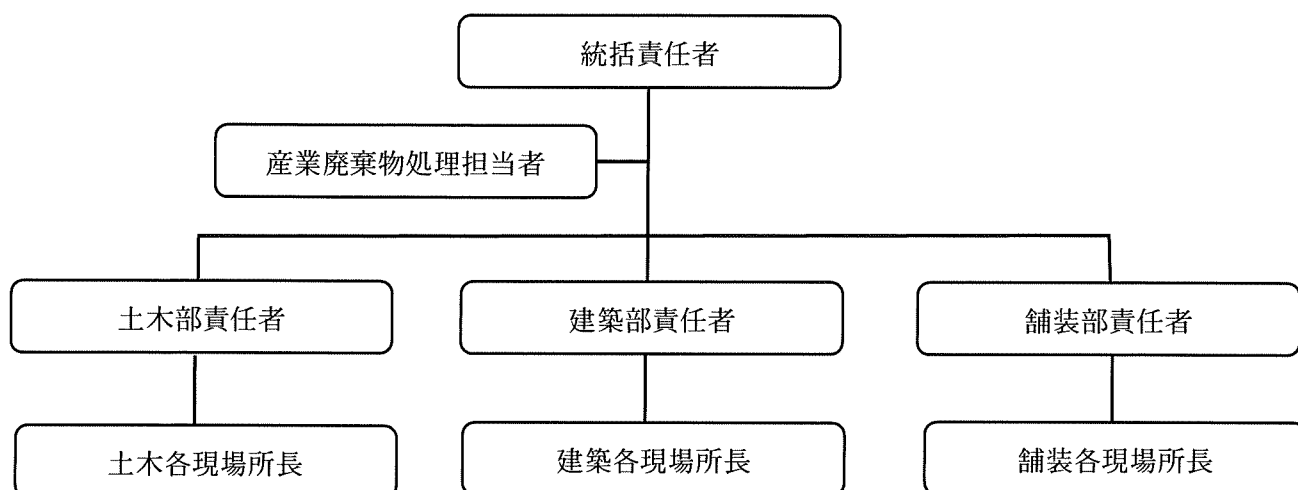
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	—
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 今後も引き続き、資源の再利用・処分量の削減に関する指導・教育の徹底を図ります。 また、電子マニフェスト化を実施すると共に、産業廃棄物の適切な処理・管理のための環境整備と処理委託業者との情報交換を行い、産業廃棄物処理の適正化に努める。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



(管理組織図)

部 門	担 当 責 任 者
統括責任者	総括安全衛生管理者
産業廃棄物処理担当者	総括安全衛生管理者
土木部責任者	土木部 工事部長
建築部責任者	建築部 工事部長
舗装部責任者	舗装部 工事部長

別添内訳書

[illegible]